

記入例（空き家があった更地を譲渡する場合）様式1-2

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所 練馬区豊玉北6-12-1

氏名 練馬 太郎

電話 03-3993-1111

下記について確認願います

下記家屋及びその敷地等は、
けの用又は居住の用に供されて
地等が「相続の時から譲渡の時
(同号ロ)及び「取壊し、除却

ことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限り。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第5項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること

(※1) 通知における特定事由と同じ。

- ・相続人が2名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。
- ・相続人が2名以上で同時に申請される場合、申請書以外の必要書類については人数分を添付する必要はありませんので、各1通ご用意ください。

住居表示でも地番でも構いません。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地
(敷地の所在)

練馬区石神井町3-30-26

下記譲渡日より前である必要があります。

申請被相続人
年月日(※4)

登記簿等でご確認ください。

昭和40年
4月1日

家屋の取壊し、除却
又は滅失の日(※5)

令和5年12月1日

被相続人の氏名及び住所

(住所) 練馬区石神井町3-30-26

(氏名) 石神井 花子

申請者から
みた続柄

母

相続開始日(被相続人の死亡日)

令和5年4月1日

譲渡日
(※6)

令和6年1月1日

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所
※書ききれない場合は別紙

□家屋
□敷地等

(住所)

(氏名)

最終的な資産の引渡日をご記入ください。

換価分割の場合は ☒ → ☐

□家屋
□敷地等

(住所)

(氏名)

相続人(※7)の数(申請者含む)
※該当する□に ☒

☒ 2名以下

☐ 3名以上

【特別控除額の上限額 3,000万円】

【特別控除額の上限額 2,000万円】

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(以下同じ。)により相続人(包括受遺者を
(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56
(※5) 申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項前
確認した解体日等)を記載する。
(※6) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲
渡の間にしたものに限り。なお、本申請
(※7) 相続又は遺贈により申請被相続人居住

相続人(申請者)が複数名いる場合にご記入ください。
3名以上は控除額の上限額が変更となります。いない
場合は記入不要です。
また、相続人の数を明らかにする書類が必要です。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	記載不要	
確認を行った市区町村長	確認が終了した場合に、区長印を押印し返却します。	印